

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年7月24日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社島津製作所

代表取締役 中本晃

京都市中京区西ノ京桑原町1番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール京都ハナ

京都市右京区西院追分町25番地の1外

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗 を設置する者の氏名	株式会社島津製作所 代表取締役 服部重彦	株式会社島津製作所 代表取締役 中本晃

又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	京都市中京区西ノ京桑原町 1 番地	京都市中京区西ノ京桑原町 1 番地
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ニッテルサービス株式会社 代表取締役 久岡輝之 京都市南区吉祥院這登西町 2 8 番地 株式会社ティーエムエス 代表取締役 福屋武道 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬 1 - 1 0 - 7 外 8 5 者	株式会社ザックエンタープライズ 代表取締役 足立光男 京都市左京区北白川山田町 4 5 番地の 1 株式会社リミックス 代表取締役 梅本健二 大阪府中央区南船場 2 - 3 - 6 外 8 5 者

(3) 変更年月日

アにあっては平成 2 1 年 6 月 2 6 日、イにあっては平成 2 1 年 6 月 3 0 日

3 届出年月日

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成21年7月24日(金)から平成21年11月24日(火)まで(日曜日,
土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成21年11月24日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)